

# 令和9年度岐阜市障害者施設整備費等補助金に係る事業者選定方法及び選定審査基準

## 1 選考方法

### (1) 書類確認

ア 募集要項に記載する応募資格の有無及び事業形態への適合について確認します。次の場合には、失格とします。

- ・法人格を有していない場合
- ・公募する事業形態ではない場合
- ・所轄庁の法人等指導監査結果において特に問題ありと指摘されている場合

イ 施設予定地について、岐阜市立地適正化計画及び岐阜市地域防災計画等に基づき、次の確認を行います。

- ・都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内にあること
- ・災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンにおける該当の有無

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等関係する法令、「岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月25日岐阜市条例第64号）

又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）等関係する法令、岐阜市児童福祉法施行細則等関係する基準条例やこれらの解釈通知等を満たしている（又は満たすことができる）か、不備がないかを確認します。

### (2) 書類審査及び面接審査

ア **2 選考基準**に基づき、外部委員による選考（書類審査及び面接審査（ヒアリング15分程度）による採点）を行います。

イ 面接への参加者は、3名以内（原則、法人の者）とします。

- ・法人又は法人設立準備会の代表者（理事長あるいは理事長就任予定者）又は、代表者から委任を受けた者は必ず参加してください。
- ・整備する施設の建築、運営、資金などについて、委員から質問がありますので、回答できる者が参加してください。なお、面接審査終了後に追加で回答することはできませんので、予めご了承ください。

### (3) 採点方法

**2 選考基準**に記載されている審査項目ごとに外部委員が評価を行います。外部委員が評価した点数の合計で順位を決めます。

第一順位の点数が、満点（35点に出席外部委員数を乗じた点数）の60%未満となった場合、委員会で審議し採択の可否を判断します。

その他委員会が不相当と認めると判断した場合は不採択とします。

評価した点数の合計が同点だった場合は、外部委員による投票によって判定します。

## 2 選考基準

審査項目		配点
1 事業の実施方針	①本事業に意欲を持って取り組むことが期待できる。	3
	②「岐阜市障害(児)福祉計画」に掲げる、障害福祉サービスの将来ニーズを満たすことができる計画である。	2
	③強度行動障がい者(児)を受け入れる施設及びその運営強化を行う事業である。	3
	④重度心身障がい者(児)、医療的ケアが必要な者(児)を受け入れる施設及びその運営強化を行う事業である。	1
	⑤地域生活への移行に繋がる施設(共同生活援助、短期入所)及びその運営強化を行う事業である。	1
2 事業所用地の 適格性	①事業所の予定地は、土砂災害(特別)警戒区域や洪水浸水想定区域にない。	2
	②事業所の予定地は、利用者やその家族等の利便性や、地域との交流などが期待できる場所である。	2
3 事業実施の 可能性	①施設の運営に必要な職員の確保が見込まれる。	3
	②職員の育成が、計画的に見込まれる。	3
	③災害の発生時において、利用者の安全やサービスの提供を確保することができる。	2
	④感染症の発生時において、適切に対応できる体制を構築している。	2
4 利用者への配慮	①利用者が、安全で快適な生活を営むことができる設計や設備である	3
	②サービスの質の確保と向上に努め、利用者一人ひとりへのサービスの提供に配慮が見られる。	2
5 地域への貢献	①地域福祉に貢献できる。	2
6 資金計画及び 経営状況	①財源や資金が確実に見込まれ、安定的な施設運営が期待できる。	2
	②予算額(既設法人の場合は、決算額を含む)が適正である。	2
<b>計35点</b>		

### 3 選定について

#### (1) 事業者の選定

事業者の決定は、**1 選考方法**で得た結果を踏まえて選定します。

#### (2) 選定の取り消し

次のいずれかに該当した場合には、選定を取り消すことがありますので、ご注意ください。

ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 募集要項に違反した場合

ウ 応募した事業者の役員、職員又はその関係者が、外部の委員や岐阜市職員に対して応募内容の採否に係る働きかけを行った場合

エ 応募した事業者及びその関係者が介護報酬を不正に受給するなど法令等に違反する事由が判明した場合、その他市民の疑惑や不信を招くような行為が判明した場合

オ 事業計画が成り立たない等、事業執行上支障が生じた場合

カ 事業を辞退した場合

#### (3) 事業計画（協議書内計画）の変更

選定後、事業計画に変更が生じる場合は、必ず事前に岐阜市に届出をしてください。

※変更する内容によっては、変更を認めない場合があります。また、届出をしないで変更した場合は、選定を取り消すことがあります。